

平成21年度 労働基準法及び労働安全衛生法

- 〔問 8〕 労働安全衛生法に定める安全委員会、衛生委員会及び安全衛生委員会に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
- A 安全委員会を設けなければならない事業場においては、衛生委員会を設けなければならない。
- B 安全衛生委員会の構成員には、事業者が指名した産業医を加えなければならない。
- C 安全衛生委員会の構成員の総数については、事業場の規模、作業の実態等に応じ定められていて、事業者が適宜に決めることはできない。
- D 衛生委員会を設けなければならない事業者は、衛生委員会を毎月1回以上開催するようにしなければならない。
- E 事業者は、安全委員会を開催したときは、遅滞なく、当該安全委員会の議事の概要を所定の方法によって労働者に周知させなければならない。

第41回(平成21年度)社会保険労務士試験の合格基準について

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準

本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。

- ① 選択式試験は、総得点25点以上かつ各科目3点以上(ただし、労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、厚生年金保険法は2点以上)である者
- ② 択一式試験は、総得点44点以上かつ各科目4点以上である者

※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。

(2) 配点

- ① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。
- ② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。

2 試験問題の正答

試験科目	出題形式	選択式					択一式									
		問	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9
労働基準法及び 労働安全衛生法	問1	⑮	⑥	⑯	③	⑩	D	B	A	B	D	E	C	C	A	C